

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。
なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第7条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第8条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第9条 本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/>

（下請次数の制限）

第10条 本工事は、下請次数を制限する工事である。

- 2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図

の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

- 3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第11条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第12条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第13条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第14条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第15条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

- 第16条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
 - 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

○○○○○○を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○～○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県農林水産部
○○農林事務所
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

○○○○○○を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○～○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県農林水産部
○○農林事務所
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（見積施工歩掛実態調査）

第17条 本工事の【原動機、減速機、消音器更新（既設撤去）】【原動機、減速機、消音器更新（新設据付）】【冷却水ポンプ、冷却水配管更新（既設撤去）】【冷却水ポンプ、冷

却水配管更新（新設据付）】【燃料貯油槽移設】【直流盤仮設置、既設盤改造】の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第 1 8 条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

2-1 No. 1原動機

1. 整備内容

更新整備（製作工事にて製作された機器を使用）

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	No. 1原動機
(2) 仕 様	形 式 水冷式ディーゼル機関
	出 力 45kw
	定 格 回 転 数 1800min ⁻¹
	使 用 燃 料 A重油
	始 動 方 式 セルモータ始動
	回 転 方 向 左（出力軸から機関を見て）
	付 属 品 高弾性継手 ロック付遠心クラッチ
(3) 数 量	1台

3. 消音器仕様

項 目	仕 様
(1) 品 名	排気消音器
(2) 仕 様	構 造 2連式、据置型
	騒 音 指 定 値 55dB (A) @ 1m
(3) 数 量	1式

4. 排気管仕様

項 目	仕 様
(1) 品 名	排気管
(2) 仕 様	口 径 100A
	材 質 SGP
	そ の 他 屋内保温施工
(3) 数 量	1式

2-2 No.1減速機

1. 整備内容

更新整備（製作工事にて製作された機器を使用）

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	No.1減速機
(2) 仕 様	形 式 横軸並行軸平歯車減速機（空冷）
	減 速 比 1：4.5
	回 転 数 1800／400min ⁻¹
	付 属 品 ポンプ接続用たわみ軸継手
(3) 数 量	1台

2-3 冷却水ポンプ

1. 整備内容

更新整備（製作工事にて製作された機器を使用）

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	冷却水ポンプ
(2) 仕 様	形 式 水封式水中キャンド型
	口 径 40mm
	流 量 0.15m ³ /min 以上
	揚 程 23m 以上
	出 力 1.5kW
(3) 数 量	2台

2-4 燃料貯油槽（燃料小出槽）

1. 整備内容

製作

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	燃料貯油槽（燃料小出槽）
(2) 仕 様	形 式 キュービクル式貯油槽(防油堤付)
	容 量 1500L
	材 質 SS400
	タ ン ク 板 厚 t 4.5
(3) 数 量	1台

2-5 低圧主幹盤

1. 整備内容
製作

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	低圧主幹盤
(2) 仕 様	構 造 屋内自立型
	規 格 JIS, JEC, JEM
	寸 法 W700-D800-H2350程度
	塗 装 5Y7/1
(3) 数 量	1面

2-6 補機盤

1. 整備内容
製作

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	補機盤
(2) 仕 様	構 造 屋内自立型
	規 格 JIS, JEC, JEM
	寸 法 W700-D800-H2350程度
	塗 装 5Y7/1
(3) 数 量	1面

2-7 No, 1主ポンプ継電器盤

1. 整備内容
製作

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	No, 1主ポンプ継電器盤
(2) 仕 様	構 造 屋内自立型
	規 格 JIS, JEC, JEM
	寸 法 W700-D800-H2350程度
	塗 装 5Y7/1
(3) 数 量	1面

2-8 直流電源盤

1. 整備内容

更新整備（製作工事にて製作された機器を使用）

2. 仕 様

項 目	仕 様
(1) 品 名	直流電源盤（始動用）
(2) 仕 様	構 造 屋内自立型
	規 格 JIS, JEC, JEM
	寸 法 W780-D900-H2350
	塗 装 5Y7/1
(3) 数 量	1面

3 工事電力及び用地等

本工事の施工に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。

4 適用規格等

本工事を施工する際には下記規格、基準、法規等を遵守すること。

- （１）施設機械工事等施工管理基準
- （２）土地改良事業計画設計基準（ポンプ場）
- （３）電気設備計画設計技術指針（高低圧編）
- （４）水管理制御方式技術指針（ポンプ場編、畑地かんがい編）
- （５）日本工業規格（ＪＩＳ）
- （６）電機規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
- （７）日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）
- （８）その他関係法規及び各種条例、物価本等

5 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

- （１）承認図書 2部
- （２）完成図書 2部
- （３）その他協議資料等 監督職員の指示による